

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防防災事業	関係項目	消防防災組織・防災行政無線
調 整 の 内 容	1. 自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。 2. 防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町		阿仁町
消防防災組織	自主防災組織 ・鷹巣町婦人消防協力隊 7地区 67名 ・火災予防組合 8地区 1,444名	自主防災組織 ・合川町消防協力隊 25地区 2,343名	自主防災組織 ・森吉町消防協力隊 7地区 48名	自主防災組織 ・阿仁町婦人消防協力隊 18地区 277名	自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。 防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。
防災行政無線	同報無線 ・未整備 移動無線 ・基地局（役場） ・車載無線 7局 ・携帯無線 10局 簡易無線 ・未整備	同報無線 ・基地局（役場） ・屋外拡声局 22局 移動無線 ・未整備 簡易無線 ・車載 3局 ・携帯 4局	同報無線 ・基地局（役場） ・屋外拡声局 50局 移動無線 ・基地局（役場） ・車載無線 10局 ・携帯無線 23局 簡易無線 ・未整備	同報無線 ・基地局（役場） ・屋外拡声局 55局 ・個別受信機 移動無線 ・基地局（役場） ・車載無線 10局 ・携帯無線 5局 簡易無線 ・未整備	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防防災事業	関係項目	地域防災計画・水防計画
調 整 の 内 容	1. 地域防災計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。 2. 水防計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整方針の 具体的内容
地域防災計画	鷹巣町地域防災計画 ・一般災害対策編 ・震災対策編 ・資料編 平成 14 年 3 月 27 日 第 3 次修正	合川町地域防災計画 ・一般災害対策編 ・震災対策編 ・資料編 平成 14 年 3 月 1 日 第 3 次修正	森吉町地域防災計画 ・一般災害対策編 ・震災対策編 ・資料編 平成 13 年 3 月 1 日 第 4 次修正	阿仁町地域防災計画 ・一般災害対策編 ・震災対策編 ・資料編 平成 13 年 3 月 第 3 次修正	地域防災計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
水防計画	鷹巣町水防計画	なし	森吉町水防計画	なし	水防計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防防災事業	関係項目	水防協議会・防災会議
調 整 の 内 容	1. 水防協議会については、合併後に再編する。 2. 防災会議については、合併時に新たに設置する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
水防協議会	協議事項 ・水防計画樹立について審議すること ・緊急水防措置に関する計画を樹立すること ・水防に関して、関係機関に対して建議し、促進すること ・その他、水防に関して必要とする事項の審議をすること 委員定数 人以内	なし	協議事項 ・水防計画樹立について審議すること ・緊急水防措置に関する計画を樹立すること ・水防に関して、関係機関に対して建議し、促進すること ・その他、水防に関して必要とする事項の審議をすること 委員定数 人以内	なし	水防協議会については、合併後に再編する。
防災会議	災害対策基本法第 16 条及び鷹巣町防災会議条例に基づいてされた機関で、町の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。	災害対策基本法第 16 条及び合川町防災会議条例に基づいてされた機関で、町の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。	災害対策基本法第 16 条及び森吉町防災会議条例に基づいてされた機関で、町の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。	災害対策基本法第 16 条及び阿仁町防災会議条例に基づいてされた機関で、町の地域に係る防災に関する基本方針及び防災計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。	防災会議については、合併時に新たに設置する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防防災事業	関係項目	防災対策本部
調 整 の 内 容	災害対策本部については、合併時に新たに設置する。		

説 明 資 料					
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容	
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
災害対策本部	<p>1. 災害対策本部 (設置基準) 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合</p> <p>災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合</p> <p>(本部長) 町長</p> <p>2. 災害対策部 (設置基準) 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長の指示に基づくもの 災害防止のため防災対策上特に必要と認められた場合で町長の指示に基づくもの</p> <p>(部長) 助役</p>	<p>1. 災害対策本部 (設置基準) 住民の生命、身体財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがあり、町長指示があった場合 災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合</p> <p>(本部長) 町長</p> <p>2. 災害対策部 (設置基準) 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表された場合などで相当規模の災害が発生し、拡大するおそれがあり総務課長又は町長の指示があった場合。</p> <p>(部長) 助役</p>	<p>1. 災害対策本部 (設置基準) 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがあり、町長の指示があった場合 災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合</p> <p>(本部長) 町長</p> <p>2. 災害対策部 (設置基準) 暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表された場合などで相当規模の災害が発生し、拡大するおそれがある場合、又は総務課長、町長の指示があった場合。</p> <p>(部長) 総務課長</p>	<p>1. 災害対策本部 (設置基準) 震度5強以上の地震が発生した場合(即時自動設置)</p> <p>災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 その他町長が必要と認めた場合</p> <p>(本部長) 町長</p> <p>2. 災害対策警戒部 (設置基準) 震度5弱の地震が発生した場合(即時自動設置) 相当規模の災害が発生し、拡大するおそれがあり住民環境課長が必要と認めた場合</p> <p>(部長) 住民環境課長</p>	<p>災害対策本部については、合併時に新たに設置する。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	消防防災事業	関係項目	防災対策本部
調 整 の 内 容			

説 明 資 料				
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町
災害対策本部	<p>3. 災害警戒部 暴風雨、大雨、大雪その他警報が発表され災害が発生するおそれのある場合 災害防止のため防災対策上特に必要と認めた場合で町長の指示に基づくもの 局地的又は小規模災害が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">(部長) 総務課長</p>	<p>3. 災害警戒部 気象予報等により災害の危険が予想され総務課長、又は町長の指示があった場合</p> <p>局地的、又は小規模災害が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">(部長) 総務課長</p>	<p>3. 災害警戒部 気象予報等により災害の危険が予想され住民生活課長、又は町長の指示があった場合</p> <p>局地的又は小規模災害が発生した場合</p> <p style="text-align: right;">(部長) 住民生活課長</p>	<p>3. 災害対策警戒室 震度4以上の地震が発生した場合(即時自動設置)</p> <p>局地的、又は小規模災害が発生した場合は住民環境課長が必要と認めた場合</p> <p style="text-align: right;">(室長) 住民環境課長</p>

説明資料

内 容		
協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容	
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会 (にかほ市)	(1) 防災行政無線は、新市において調整する。 (2) 防災会議は合併時に新たに設置し、地域防災計画は新市において策定する。 (3) 災害対策本部は、合併時に新たに設置する。 (4) 水防協議会は合併時に調整し、水防計画は新市において策定する。 (5) 遭難救助隊は、新市において調整する。 (6) 災害弔慰金及び見舞金は、合併時まで調整する。	確認
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	(1) 自主防災組織等消防防災に係る組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。 (2) 防災計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (3) 防災無線については、新市において速やかに統合する。 (4) 交通指導隊及び防犯指導隊については、新市において新たに組織する。	確認
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	消防防災事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 防災会議については、合併時まで調整のうえ統合再編する。 2. 地域防災計画については、合併後速やかに策定する。 3. 災害対策本部組織については、合併時まで調整のうえ統合再編する。	確認

秋田県内の合併協議会の事例

説明資料

内 容		
協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
秋田県内の合併協議会の事例 大曲仙北合併協議会 (大仙市)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の防災会議を合併時新たに設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議は合併時に新たに設置する。報酬等については「特別職の身分の取扱い」において調整する。 2 新市の地域防災計画は新市において策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画は合併後2年以内に秋田県地域防災計画と整合性を図り作成する。災害対策本部等については、合併時まで要綱等を作成し、地域防災計画作成時まで対応する。 ・水防計画は合併後速やかに作成する。 3 消防防災施設、災害時備蓄品は全て新市に引き継ぐ。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の無線(市町村波)は現市町村単位で使用する。新市で県内波を取得し、新システムによる防災拠点を設け市域をカバーするよう防災会議、地域防災計画で方向付けをする。 ・避難場所は現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・避難所は現行のとおり新市に引き継ぐ。 ・防災施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後2年以内に地域防災計画を定め整備を図る。 ・災害時備蓄品は合併後2年以内に地域防災計画を定め整備を図る。 ・自主防災組織は現在の組織はそのまま新市に引き継ぐ。地域防災計画に合わせ強化並びに新規組織の育成を図る補助金は合併時まで基準を定める。 ・消防水利、防火水槽は全て新市に引き継ぐ。土地は買上の方針とする。 	確認
田沢湖・角館・西木合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までに検討するものとする。 2 防災関係事業については、新市において新計画を策定する。 3 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4 その他の消防防災関係事務及び事業については合併時まで再編する。 	確認

説明資料

内 容

協議会名 ()内は新市名称	調整内容	
湯沢雄雄勝合併協議会(湯沢市)	1. 地域防災計画及び水防計画は、新市において新計画を策定する。 2. 防災会議及び水防協議会は、合併時に新たに設置する。 3. 消防防災施設、自主防災組織及び防災行政無線はすべて新市に引き継ぐものとし、合併後、そのあり方について調整を図る。 4. 災害対策本部等の組織は、新市において早期に統一を図る。ただし、災害時に支障が生じないよう、指揮命令系統については合併までに調整を図る。	確認
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 (潟上市)	1. 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。 2. 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。 3. 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用する。 4. 災害弔慰金等は、合併時に統一する。	確認
秋田市・河辺町・雄勝町合併協議会 (秋田市)	防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。	確認
横手平鹿合併協議会	1. 地域防災計画及び水防計画は、合併後1年以内に策定する。なお、両計画が策定されるまでの間は、現行計画を新市に引き継ぎ運用する。 2. 防災施設と水防施設は、現行のとおり新市に引き継ぐとともに、新たに策定する防災計画及び水防計画に基づき、整備を促進する。 3. 横手平鹿広域市町村圏組合において共同処理している消防及び救急等については、現行の運用体制を存続できるよう関係団体と協議するものとする。	確認
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 (湖東町)		
大館市・田代町合併協議会(大館市)		
男鹿市若美町合併協議会		
能代山本市町村合併協議会		

秋田県内の合併協議会の事例

